

下毛野氏の鷹術伝承

——山城国乙訓郡調子家所蔵の鷹書を手がかりに——

二本松 泰子

はじめに

飛鳥・奈良朝の豪族として知られた下毛野氏は、平安時代になると近衛府の官人の職掌を世襲し、撰閔家の隨身として家人化していった。

下毛野氏は、たとえば、『江次第鈔』第二に見られるように、撰閔家の大臣大饗において「鷹飼渡」を勤めた鷹飼の家としても知られている。『続古事談』巻第五には下毛野公久が参入した鷹飼渡の説話が収められている。また、『古今著聞集』巻一六にも鳥柴を携えた下野武正が藤原家成秘蔵の黒馬を下賜された説話が見える。あるいは、『徒然草』第六六段には下野武勝が近衛家平に鳥柴の作法を申し述べるくだりも見られる。こうしたことは鷹飼としての下毛野氏が広く認知されていたことを示す。至徳三年（一三八六年）に二条良基が著したとされる『嵯峨野物語』や十六世紀半ば頃に松田宗岑（下毛野武氏の弟子とされる人物）^①が著したとされる『蒙求臂鷹往来』にも鷹飼としての下毛野氏の活躍が記され、下毛野氏の鷹術は著名であった。

しかし、これまでの日本史や日本文学の研究においては、撰閔家の隨身としての下毛野氏について論じたものがほとんどであった。^②鷹飼としての下毛野氏について言及した論考は非常に少ない。^③

ところで、中世以来、山城国乙訓郡において調子庄を支配した調子氏は下毛野氏の直系を称し、撰閔家の隨身として近衛官人の官途を受け継

いでいた。当家には調子家文書と称される古文書群が伝わり、その中に下毛野氏の家に伝わった鷹術に関する伝書が存在する。その伝書には、下毛野氏（調子氏）の鷹術を象徴するような記載が確認でき、同氏の鷹術を解明する手がかりとして重要な意味を持つ。

そこで、本稿では、調子家所蔵の鷹書を緒口にして、下毛野氏の鷹術伝承を考察する。平安時代以来の鷹術の伝統と関わる地下の鷹飼の実相を明らかにするため、まずは、公家社会の末流における近衛官人としての下毛野氏が伝えた鷹術伝承の意味を読み解いてみたい。

一 調子家文書『鷹飼に関する口伝』

本稿で取り上げる調子家の鷹書は、長岡京市教育委員会所蔵『鷹飼に関する口伝』（調子八郎家文書四―四九）の写真版である。当書の成立については、長岡京市史資料集成Ⅰ『長岡京市の古文書』「中世」^④によると、「年不詳ながら中世のもの」と推定される」という。書名については、同教育委員会によって名付けられた仮題「鷹飼に関する口伝」を本稿も踏襲する。

当書の内容と構成は以下のとおりである。

第一条～第一六条Ⅱ鷹を神社に奉納する手順や鷹道具に関する作法について。

第一七条〜第四九条＝鷹の薬飼について。

第五〇条〜第六一条＝鷹の架繋ぎの作法について。

第六二条〜第六五条＝鷹の薬飼について。

第六六条〜第七七条＝鷹の一二顔について。

第七八条〜第一〇一条＝鷹の薬飼・療治について。

こうしてみると、本書には鷹の薬飼と療治についての記事が多いことに気がつく。一般的に言って、鷹の薬飼や療治の方法に関する情報は多くの鷹書に掲載される重要項目のひとつではある。しかしながら、ほぼテキストごとに薬の処方や効能、治療の技術・方法について、一つ一つの記述が相対化できないほど異なっているため、薬飼や療治の記述を手がかりにして各書の特性を見出すことは難しい。当書においても薬飼や療治の内容は他の鷹書に例を見ない。

また、第六六条〜第七七条に記載されている「鷹の十二顔」とは、鷹の顔を「鷲顔」や「蛇顔」などの十二種類の項目に分けて、それぞれの特徴を説明したものである。この「鷹の十二顔」は、鷹詞としてよく知られていたものらしく、たとえば、江戸時代の国語辞典である『増補語林和訓栞』下巻⁵⁾や有注本『鷹三百首(定家卿)』「春」⁶⁾の注記には「鷲顔」についての説明が見えるほか、江戸時代に成立した図版入りの鷹書である宮内庁書陵部蔵『握拳』上巻や同じく江戸時代の諏訪藩に伝えられた『鷹之書』第八⁷⁾、奥書に文亀三年(一五〇三)の年号と秋山近江守泰忠の署名がある宮内庁書陵部蔵『放鷹記』上巻や立命館大学図書館西園寺文庫蔵『鷹秘伝書』などにも「鷹の十二顔」の記述が見られる。しかし、これらの書物と調子家の鷹書の「鷹の十二顔」とは内容が全く異なっている。調子家の鷹書は、実は、内閣文庫蔵『宇津宮流鷹之書・乾坤』第五に見える「鷹の十二顔之事」に最も近い。ただし、『宇津宮流鷹之書・乾坤』と同じ流派の東京国立博物館蔵『宇津宮明神流・大寄流 全』に記載さ

れる「鷹顔の事」は、『宇津宮流鷹之書・乾坤』や調子家の鷹書とは全く異なった叙述となっている。

このように、「鷹の十二顔」の叙述は、同じ流派の鷹書でも、その叙述が一致しない。また、先に挙げたように、鷹書以外の文献にも種々の異伝が記載されている。この記述は、テキストの属性とは関係なく普遍的に知られたものである。前掲の薬飼や療治の記事と同様、この「鷹の十二顔」の叙述も当該テキストを象徴する記述とはなりえない。

以上の「薬飼・療治」「鷹の十二顔」以外の、第一条〜第一六条と第五〇条〜第六一条には「鷹に関する作法」が叙述されている。「作法」に関する叙述は、いわゆる有職故実の知識として教養書的な要素が窺える一方で、実用的でもあることから流派ごとに一定の内容が確立されやすい内容でもある。本書の中で、テキストの属性が顕著に表出される唯一の部分といえる。その第一条〜第一六条と第五〇条〜第六一条のうち、類似する用例が他文献で確認できるのは、第一条・第二条・第三条・第四条・第五条・第一〇条と第五〇条〜第六一条である。

ところで、本書の第二条と第三条との間には、「口傳書」という見出しが記載されている。つまり、本書において、第三条〜第一〇一条は「口傳書」として総括されるもので、冒頭の第一条と第二条は、それとは別に独立した条項という体裁になっているのである。それならば、わざわざ冒頭に掲げられ、しかも別格に扱われている第一条と第二条は、本書において特化した記事であることが予想される。

そこで、本稿では、第一条と第二条について取り上げ、他の用例との比較検討を通して当該テキストの特性を明らかにしてみたい。

二 『鷹飼に関する口伝』第一条・第二条について

調子家の鷹書の冒頭の第一条と第二条には、以下のような記事が見える。(翻刻するに際して、句読点は私に補った)

一 神社ほうへいのために鷹を神へたてまつるには、ほこをやしろの左におくへし。かふきのもと、同やしろの方に成てほこをゆふへし。つなきやうは、ゑつにあり。大おのふさをさかさまにすることをいむへし。鞭と餌袋は宮司に渡へし。

一 ほこの高さ四尺三寸二分。かふき、はしらのとに出分二寸二分。ほこ、きぬのすんは、はしらのあいたによるへし。たてさまは三尺三寸二分。上は竹にぬいくくむ。ぬの、はしを、うらになすへし。すそは少はつすへし。ぬいあわせは合ぬいにして、二とをりつ、ぬふへし。すそのかたを三寸二分ぬいにす。きくとちくろかわなり。

右のうち、第一条には、神社奉幣のために鷹を神に奉る作法、第二条には、架に関する寸法やそれに掛ける布についての寸法が説明されている。これに類似する用例としては、『責鷹似鳩拙抄』^⑧に見える以下のような記事が挙げられる。

鷹之書

此書も所持之抄也。旅宿のため取書に注也。秘する抄物也。仍存之抄に別加者也。

一 神社奉幣のために鷹を奉には、架を社の左の方に、かぶきの木を社の方になしてつなぐべし。つなぎやうは常のごとし。大緒のふさを逆にする事を殊に禁べし。鞭餌袋は宮司を渡すべき也。常のごとし。又鷹の祈祷のために参詣申つなぐ事有。つなぎ様は小鷹つなぎなるべし。

一 架のたかさ四尺三寸一分。かぶき同。柱のふとさは二寸三分。かぶき柱より外にあまる分四寸八分。惣の長さ六尺二寸。臺のた

かさ五寸六分。おもてのひろさ六尺二寸。だいのたかさ五寸六分。おもてのひろさ六寸六分。おもての両のはしをおとすべし。長さ二尺五寸二分。かぶきにつばがね四ツ。はしらに一づ、うつべし。下のよこ木は臺の間にして、はしを臺のうちにさしとむるなり。作木なるべし。二架の長さ一丈一尺六寸。つばがね五ツ。柱のつば同前。鷹は本。兄鷹は末につなぐべし。坪がねうたずば鷹末につなぐべし。架の木は檜柞をほんとする也。

一 架布敷は柱の間にしたがふべし。竪様にして三尺三寸二分。上は竹にぬいく、み、布のはしをうらになすべし。すそは少はつすべし。縫合は合縫にして、二とをりづ、ぬうべし。すその方を三寸二分縫にしてきくとぢあり。くる革にておもてのかたにむすびめあるべし。ぬいめより上はみじかく下長。惣長さ八分。上の竹のきわにとんぼうむすびあるべし。口は上になるべし。布あさぎにそむる也。むらさきは斟酌也。もんをつけば虎豹を付べし。とらは本木のかたにあるべし。かぶきと架布の間一寸八分。

右掲の傍線部が調子家の鷹書と類似する記述である。この『責鷹似鳩拙抄』とは、奥書に持明院基春の署名と永正三年(一五〇六)二月の年号があり、内閣文庫蔵『持明院家鷹秘書』の第五に所収されている。『持明院家鷹秘書』は、基春が集めた十種類の鷹書の集成である。持明院家は、姻戚関係のある西園寺家より鷹術を伝授されたということもあり、室町期以降は、堂上の鷹の家の代表的な存在であった。また、調子家の鷹書の第二条に見える「架や布についての寸法」の説明は、例えば同じ基春の著作になる『鷹経弁疑論』^⑨など、他の持明院流の鷹書にも多数記載されている。寸法の数値に若干の異同があるとしても、架や架布に関する鷹道具の説明は種々の鷹書類に多数記載されるものである。

しかし、第一条の「鷹を神に奉る作法」についての具体的な作法の説

明は、『責鷹似鳩拙抄』以外の公家流の鷹書類にはほとんど見当たらない。「鷹を神へ奉る」作法とは、贄鷹の神事になぞらえられるものである。鷹詞としての「贄鷹」が和歌に詠みこまれる例は散見できるものの、それは神事における作法の説明といった類のものではない。『責鷹似鳩拙抄』以外で類似の礼法が確認できるのは、唯一、内閣文庫蔵『持明院家鷹秘書』第六に見える「贄鷹」の架繋ぎの図示が挙げられる。『持明院家鷹秘書』第六は、末尾に基春の子である持明院基規の名前が見える持明院家の鷹書である。ただし、これは調子家の鷹書の第六一条の「神参鷹」の架繋ぎの図と非常に似ている。そもそも調子家の鷹書の第五〇条（第六一条に見える架繋ぎの図示は、いずれも『持明院家鷹秘書』第六に見える架繋ぎの図示と酷似する。その他にも、調子家の鷹書の第三条「大鷹の脚緒」第四条「兄鷹の大緒」第五条「鶴の大緒」第一〇条「鷹たぬき」の説明が『持明院家鷹秘書』第六に見える記述とほぼ一致する。調子家の鷹書の「神参鷹」の架繋ぎの図と「贄鷹」の架繋ぎの図の類似は、むしろ調子家の鷹書と持明院家の鷹書とのテキストの上での近接した関係を窺わしめる一例と見做すべきであろう。また、『責鷹似鳩拙抄』の著者である持明院基春とその子息の基規は、種々多様な鷹書類を雑駁に蒐集して書写し、自家のテキストとしたという。¹¹⁾『責鷹似鳩拙抄』記載の「鷹を神に奉る作法」の記事についても、持明院流の鷹術の実情に即した叙述というよりも、基春が蒐集した鷹書類から引用した文献上の知識である可能性が予想される。

その他に、「鷹を神へ奉る」儀礼（贄鷹の神事）についての具体的な作法を記載する公家流の鷹書は見当たらない。この儀礼は、公家流の鷹術においてはそれほど重要視されていなかったと判じられる。

一方、調子家の鷹書では、前に触れたように、第六一条にも「神参鷹」の架繋ぎが図示されている。第一条の本文で「つなきやうは、ゑつにあ

り」と記すのに相当するものであろう。先にも触れたように、持明院家の膨大にある鷹書群の中で、神前における鷹の作法を記すのは、右掲の『責鷹似鳩拙抄』の記事と『持明院家鷹秘書』第六の図示のみである。相対的に調子家の鷹書が、「鷹を神へ奉る」儀礼について比重を置いている姿勢が窺えよう。あるいは、調子家では、実際にこの儀礼を行っていたのかもしれない。

ちなみに、この部分の記述は、立命館大学図書館西園寺文庫蔵『十二繫図 外四卷合冊』の『十二繫図』にも、『責鷹似鳩拙抄』からの書写であることを明記した上で引用されている。同書は、奥書等は確認できないが、一丁表に「藤井蔵圖書記」の印が見え、奥書にも「藤井蔵書」の印がある。『地下家伝』¹²⁾によると藤井家は代々にわたって衛門府の衛士に補された地下官人の家柄である。江戸時代には地下の有職家としても知られていた。この『十二繫図』に当該の記述が引用されるのは、これが京都の鷹書特有の流儀であることを示す一例といえよう。

ところで、「鷹を神に奉る作法」の用例は、諏訪流の鷹書類には多数確認することができる。それは諏訪流の鷹術が諏訪大社の贄鷹の神事から発したものであるためであろう。例えば、瀬津松鶴軒（信直）の著作になる諏訪・瀬津流の鷹書の『瀬津松鶴軒記』には、

一 仏詣社参の時たかをつなぐやう。つなぎめをわにぐちに心得て、大緒をかねの緒と心得て、わきへおさむべからず。一すぢわにし
て、ひきそろへてさげべし。ゆがけをふちにおさめて、鷹のたな
さきのかたのほこのわきにたてべし。是は御へいの心也。是を七
難そくめつ七福即生といふなり。

（中略）

一 神前にはこをゆふ事。さか木をたて、一方にくぬぎひの木を鷹の手さきにたてる。ほこには、春は梅、夏は柳、秋は楓、冬は松。

つなぎやう、むすびやうさげる也。ゆめくわきへおさめぬ也。心得べし。

(中略)

一 神に鷹をおさむるには。むちをば当座になに木の枝にてもきる也。

と記される。また、松鶴軒の高弟の一人である荒井豊前守の著である『荒井流鷹書』^④には、

一 神前に鷹麩事

架へ寄三度拝して可麩。大緒をくさりて、大鷹ならば木崎へ一筋留るなり。一筋をば其ま、置いて鐘の緒と心得べし。鷹を申おろす時、彼大緒をかねのをとして申おろすなり。鷹斗の時は御にゑ鷹と申也。

一 神前に構ゆひ様の事

神の左に可結。御前にも結也。

御にゑ鷹 【図】

一 神馬鷹の事

鷹に馬を添て参らするを神馬鷹と云也。神の御目に掛る時は。馬引轡をならし。其時鷹匠と馬引を目合して。神に向紋を唱べし。其後鷹を架に麩。本木へ大緒を一筋留る。末木へ一筋留る。如斯両方へ大緒を留て。本木の方へ三足後さまにあゆみ寄て。鞭を架なりに。ひさくはなを末木へして。本木の方に可置。鷹に鞭を當て押上て。構はつかせて立のくべし。其後申おろす時。本木の緒をときて申おろすべし。扱末木の緒をもときて居かゆる也。秘。能々口傳可有也。

(中略)

一 諏訪の御前に鷹を麩事

下毛野氏の鷹術伝承

昔は白張装束にて鷹にもしてを切付て参らせたる也。当世は事新敷とてせぬ也。鷹を指上て居。鳥居の本にてすわのもんを七辺唱へ。又縁のきわにて五辺。神前にて三辺つくぼうて可唱。鷹は神の方へ向て可居。鷹二つの時は。神の左右につくぼう也。何も神に向せべし。口傳。

と見える。傍線部は、両書において類似の作法が確認できる部分で、それによると、どちらも神前で鷹を繋ぐ際には、大緒の一筋を鐘の緒と見做すという。これは『荒井流鷹書』に説明されるように「御にゑ鷹」(贄鷹)の作法で、調子家の鷹書の第一条に相応するものである。しかし、ここに見える諏訪の贄鷹の作法は調子家の鷹書の作法とは一致しない。さらに、『荒井流鷹書』には「神馬鷹」の作法や諏訪の御前に鷹を繋ぐ礼法が記されるなど、諏訪の神事の説明が続くが、これにも調子家の鷹書と重なるような記述は見当たらない。諏訪流の鷹書が示す贄鷹の作法と調子家の鷹書の作法とは異質なものである。調子家の鷹書の記載する「鷹を神に奉る作法」が諏訪の贄鷹の神事と無関係であることが確認できる。

三 調子家の鷹術伝承

次に、下毛野氏の携えた鷹術伝承のもう一つの例として、調子家の家伝に見える由緒書について検討してみる。調子八郎家所蔵の年月日未詳『調子家由緒書』^⑤には、以下のような記述が見える。

調子員数

奉_レ預_二御隨身職_一御役儀勤来候、則調子知行等、上古者調子村一職本地被下并丹波之石田庄下司職、近江二而穴尾庄、同栗本、河内二片野禁野両郷之段別、是ハ調子預申、御鷹二而禁野之三足雉をとらせ、忽天子御脳平安故、御ほうびとして千貫文之段別被下、又改テ

鷹飼之御倫旨頂載任、于今其時之鷹裝束道具以下御倫旨書物等御座候事、(後略)

これによると、当家が御鷹飼として河内国の「片野禁野」を管理するようになったのは、三本足の雉を退治した褒賞であるという。「片野禁野」とは、河内国交野郡(現・交野市全域と枚方市・寝屋川市の一部)の北部にあった天皇の狩猟地である。『山槐記』応保元年(一一六一)二月二三日条には、

片野御鷹飼下毛野武安・知武訴申、免田作人不_レ弁_二地利_一、任_二先例_一賜_三所牒_一令_レ果_レ事、又為_二楠葉御牧住人_一御鷹飼等被_レ追_二捕住宅_一、并凌破_二了_一(下略)

とあり、片野(交野)の御鷹飼の「下毛野武安・知武」が楠葉牧の住人に追捕されたと見える。また、調子八郎家所蔵の健保六年(一一二八)四月付「蔵人所牒写」には、

蔵人所牒 河内国交野禁野

応令早任右近衛府生下野朝俊讓補御鷹飼職事(中略)

牒、得彼能武去三月 日解状、承元四年二月廿六日任御鷹飼朝俊之讓、御牒畢(下略)

とあり、交野禁野の御鷹飼職が下野朝俊から能武に譲られたことが記されている。この「能武」とは、「下野朝俊」の養子となった人物である。さらに、宝治二年(一一四八)二月付「蔵人所牒写」には、

蔵人所牒河内国交野禁野司

応令早任右近衛府生下野能武讓以男武貞補御鷹飼職事使(中略)

牒、(中略)爰能武去承元年中被補置件職以降有勤無怠、年齢漸及八旬、後榮残日少所勞随日増氣無減少、然間、任先例、以息男武貞欲被補彼職矣者、早任能武讓、以男武貞可為御鷹飼之職之状如件(下略)とあり、同じく交野禁野の御鷹飼職が下野能武から下野武貞に譲られた

ことが見える。これらの文書により、中世において、交野禁野の御鷹飼職は下毛野氏の一族に世襲されてきたことが確認できる。『調子家由緒書』に見える交野禁野の賜領譚は、このような史実を受け継ぐ伝承であろう。

さて、その調子氏が交野の禁野を賜領される由来となった三本足の雉退治のモチーフは、鷹書の中でも類話が見られる。たとえば、宮内庁書陵部蔵『放鷹記』には、以下のように見える。

一 金野のきみの事 又は交野のきみと云也。交野のうちに禁野と云在所有者也。昔は、此字を用ひ侍る也。文徳天皇の御宇に、やまと哥の郡よりまいる。けてうかたつに取て、御門を脳み奉る。御子の惟高の親王、聞召て、河内交野にこゑて狩し給ふ也。是は鶴をつかひ給へる也。在原業平、御供申奉る。是又、めいよの鷹かひ也。然間、あやしき鳥を思ひのまゝにとり給ふ也。三足の雉也。刃のきみ是なり。此鳥の羽、つるきのことくなるかゆへに、やひはの雉と云。御脳たちまち平癒ならせ給ふ也。それより此かた、今に至まで三足の雉を御調にそなへ奉る也。今は、常の雉に別の鳥の足をつつきてそなへまいらす也。

右掲の叙述によると、文徳天皇の御惱を平癒させるために、惟喬親王が「めいよの鷹かひ」である在原業平を伴にして、交野の禁野にて三本足の雉を退治したと見える。それ以降、御調には三本足の雉を供えるようになり、今では別の鳥の足を一本添えて三本足にしているという。同書では、三本足の雉を退治する「名誉の鷹飼」が『調子家由緒書』とは相違して業平となっている。『伊勢物語』第八二段に見える惟喬親王と業平の交野の狩りの説話をモチーフにした設定であろう。このように本話には、雉を退治する鷹飼名譽譚の様相も見出せる一方で、三本足の雉を御調に供える由来譚ともなっている。

また、藤原定家・二条為家父子の問答形式の鷹書である『定家問答』²⁰では、「三本足の雉」について、次のように叙述している。

一 三足の雉子と申如何。

答云。有時、御門、御なふなりし時、さう人うらなひ奉れば、かた野に三足ありし雉子、御狩ありておほ鷹にて彼三足の雉子、とり給へば、すなはち御悩平給也。其後、祭事に別の雉子の足を取、三足にむすび付、御祭事有けると云々。

『調子家由緒書』や『放鷹記』に比して随分と簡略化しているが、概要はほぼ同じである。ただ、三本足の雉を狩った人物については言及していない。そしてやはり、祭事の由来譚となっている。

さらに、近衛前久の著である『龍山公鷹百首』²¹では、三本足の雉説話を以下のように叙述している。

まちかけの事。昔、禁野の雉、八重羽にして、足も三ありと注之。合する鷹をとりころしける化鳥也。其時まちかけをたくみ出し、彼化鳥をとらせけるとなん。それよりまちかけ始て、あら鷹などのかたいりなるをとりかふには、待かけにあはすれば、やすくとるにより用之。雉の足を別足といひならはす事、禁野の雉よりおこれり。当事あながち足三ツなけれ共、雉の足にかぎり、今に別足と云也。同事ながら山鳥の足をば別鳥と云べからずと也。右の子細は高国朝臣彼諸木抄廿卷の聞書に見へたり。(中略) 彼書に禁野の雉の事、押紙に被注也。昔、仁徳天皇御悩有時に相者云、彼雉のた、りなりと。占ふに、保昌卿と云人、渡唐して、鷹を習て日本へ帰り、此雉をあわするに、彼化鳥、三足の別足にて鷹に向ふを、鶚といふ鷹、彼足の三有て羽も八重羽の雉を取かためたるといへり。其鷹はしたいと云也。鶚と書也。此名あまりに秘して、鶚はせうと云鷹也と注之。又云。鶚。ハツ。ハシタイ。共いへり。口傳あり。難注事也。

これは、「まちかけの事」を説明している部分である。「雉の足を別足といひならはす事」の由来譚として、禁野における三本足の雉退治譚が叙述されている。また、仁徳天皇の悩みを解消するために「保昌」が渡唐して学んだ鷹狩りの術で三本足の雉を退治した、とも伝える。雉退治をした「保昌」は未詳であるが、右掲の叙述によると、日本で初めての鷹飼とされている。本話もまた三本足の雉に関する祭事由来譚の異伝と見做すことが出来よう。

なお、狂言『禁野』においても、三本足の雉退治のモチーフが引用されている。たとえば、元禄一三年(一七〇〇)版『絵入続狂言記』²²巻四の七「禁野」によると、

扱も垂古天王の御時、此野にて御狩有しに、諸鳥迷惑して、血の涙を流し、津の国玉作り天王寺指して逃げて行、太子ふびんに思召、王位に御異見有て、それより此野は禁野と成、其後三足の雉出生す、化鳥なれば退治有べしとて、御鷹を合され候へ共、此雉の尾やいばの剣なれば、御鷹を刺し落し申間、鉄にて鷹を作り、いつものごとく合ければ、彼雉誠の鷹と心得、刺せどもく刺されず候所に、誠の鷹を助鷹にかけとらせ、其雉を神に斎ぬ、雉の領とて、今に有、と見える。これは、シテの大名が禁野の由来を説明している場面である。ここで述べられている故事によると、聖徳太子が制定した禁野に三本足の化鳥の雉が現れたため、鉄の鷹を作つて退治したという。退治された雉はやはり神に斎くものとされている。

以上のように、「三本足の雉退治」譚のモチーフは、その雉を退治する鷹飼の名譽譚であるとともに、三本足の雉にまつわる神事・祭事の由来を説き明かすものでもある。その神事や祭事が具体的にどのようなものかは不明である。が、おそらくは鶚鷹の神事に類するようなものではないだろうか。鶚鷹の神事は、先の『禰津松鶴軒記』や『荒井流鷹書』

が記すように、鷹そのものを神に奉る以外に、鷹狩りの獲物を供える儀礼もある²³⁾。三本足の雉は、それに相応するものといえよう。また、前節で確認したように、調子家の鷹書には、鷹の神事に関する礼法が積極的に掲載される傾向がある。それゆえに、家の由緒書にも三本足の雉説話を記載したのではないか。下毛野氏の家伝における鷹術伝承にもモチーフに祭儀的な要素を見出すことが出来ることは注目に値する。

おわりに

以上、山城国乙訓郡調子庄に拠した下毛野氏の鷹術伝承をめぐって、調子氏に伝来した鷹書を手がかりに考察を進めてきた。調子家の鷹書には、贄鷹の神事に類するような礼法の記載が見える。それは、公家流の鷹術には見られない礼法で、諏訪流の鷹術とも異質なものである。調子家の鷹書の独自の礼法といえる。

また、下毛野氏の家伝における由緒書が記載する交野の禁野の鷹術伝承（三本足の雉の伝承）も、神事に関わるものであることが類推される。

ところで、第三節で挙げた『調子家由緒書』冒頭に記される調子家知行の諸所のうち、交野の禁野以外の所領については、たとえば、応永一七年（一四一〇）一月一九日付「調子武遠讓状」²⁴⁾に

応永廿九年十一月七日

調子庄内陸段永代買得仕申宝寿丸（花押）

讓与 山城国乙訓郡調子庄

并江州左散所

丹波国石田庄

河内国右散所但

江州穴尾庄但

是者不知行便宜以御機嫌可敷申也

右彼所者、下毛野武遠相伝所無相違者也、然而嫡子下毛野春光丸武俊所讓与実正也、更不可有他妨、両御所様奉公不可有無沙汰者也、仍讓状如件、

応永十七^{庚寅}年十一月十九日 武遠（花押）

と見える。これによって、『調子家由緒書』が記す「調子村」「丹波之石田庄」「近江二而穴尾庄」は、中世において実際に下毛野氏の所領であったことが確認できる。また、『調子家由緒書』には記載されていないが、右掲の記事に見えるように、下毛野氏は「江州左散所」「河内国右散所」も知行していた。これは、下毛野氏が主家の近衛家から与えられ、代々領した土地である²⁵⁾。なお、丹波国石田庄と近江国の穴尾（太）庄も散所と関係する土地であるらしい²⁶⁾。『調子家系譜』²⁷⁾には、一一世紀後半から一二世紀前期の人物である「武忠」以来、「散所長」「知行散所雑色」と注記される人物が代々続く。このように、下毛野氏が近衛家の散所を預かり、経済基盤を掌握していった経緯については中原俊章氏の論に詳しい²⁸⁾。散所経営は、下毛野氏の最も重要な収入源であった。

以上のように、下毛野氏の職務について考えるとき、交野の禁野の知行以外に各地の散所支配があったことは無視できない。中世において散所を支配する散所長は、同所に居住した下級宗教者や芸能者たちの長的な存在であった。それならば、下毛野氏側から発信される鷹術伝承に神事的な要素が窺えるのも、あるいは下毛野氏のこの職務が関連しているのではないかと思われる。

下毛野氏の鷹術については、散所と関わる同氏の職掌を踏まえ、神事としてその本質を考えるべきであろう。

注

① 『柳庵雑筆』二（日本随筆全集第七卷所収）による。

- ② 日本史研究の分野では、森末義彰「散所考」(『史学雑誌』五〇の七・八、後に『中世の社寺と芸術』(畝傍書房、一九四一年一月)所収)、網野善彦『日本の歴史一〇蒙古襲来』(小学館、一九七四年)、中原俊章「中世随身の存在形態―隨身家下毛野氏を中心にして―」(『ヒストリア』第六七号、一九七五年六月)などがあり、日本文学の分野では、渡辺晴美「下毛野武正と秦兼弘」『今物語』第四四話より(『お茶の水女子大学人文科学紀要』第三八巻、一九八五年三月)、渡辺晴美「下毛野武正考―隨身説話への再検討―」(『国語と国文学』第六二―三、一九八五年三月)、槇野広造「一世紀初頭の下毛野の官人たち」(『平安文学研究』第七三巻、一九八五年六月)、鬼頭清明「上毛野、下毛野氏の系譜伝承と氏の構造」(『東洋大学大学院紀要(人文研究科)』第二六巻、一九九〇年二月)、川島茂裕「下毛野公時と金太郎伝説の成立」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第四五巻、一九九二年一月)、辻田豪史「綱公時」の可能性―下毛野氏と坂田氏のはざま―(『古典遺産』第五三巻、二〇〇三年九月)などがある。
- ③ 弓野正武「鷹飼渡」と下毛野氏―古代に於ける―行事と下毛野氏の系譜について―(『史観』第九三冊、一九七六年三月)で、大臣大饗の鷹飼渡と下毛野氏の関連について考察しているのがそのわずかな代表例であろう。
- ④ 長岡京市教育委員会、一九九九年三月。
- ⑤ 三澤成博編著『鷹詞より見たる『和訓栞』の研究』(汲古書院、二〇〇一年四月)。
- ⑥ 遠藤和夫他「対校『鷹三百首』」(『和洋女子大学紀要』三五号)。
- ⑦ 鷹書研究会(中部大学国際関係学部)『鷹の書―諏訪藩に残る『鷹書(大)』の翻刻と注解―』(文化出版株式会社、二〇〇八年三月)。
- ⑧ 続群書類従第一九輯中所収。
- ⑨ 『三内口決』(群書類従第二十七輯所収)に「此一道者。持明院被_レ預_二申譜代之家_一候。西園寺之一代。与_二持明院_一依_レ為_二内縁_一粗被_二伝授_一了。仍鷹百首世上令_二流布_一了」とある。
- ⑩ 続群書類従第一九輯中所収。
- ⑪ 中澤克昭氏「持明院家の歴史と鷹書―基本的な情報の整理まで―」

下毛野氏の鷹術伝承

- (二〇〇八年五月二七日鷹書研究会例会での口頭発表)。
- ⑫ 日本古典全集第六期之内『地下家傳一』。
- ⑬ 群書類従第一九輯所収。
- ⑭ 続群書類従第一九輯中所収。
- ⑮ 『長岡京市史』資料編二「古代・中世・家わけ」(長岡京市役所、一九九二年三月)所収。
- ⑯ 史料大成第二八巻所収。
- ⑰ 注⑮に同じ。
- ⑱ 『調子家系譜』(『長岡京市史』資料編二「古代・中世・家わけ」所収)など。
- ⑲ 注⑮に同じ。
- ⑳ 続群書類従第一九輯中所収。
- ㉑ 続群書類従第一九輯中所収。
- ㉒ 新日本古典文学大系「狂言記」(橋本朝生・土井洋一校注、岩波書店、一九九六年一月)所収。
- ㉓ 『放鷹』第二編「鷹と礼法」(宮内省式部職、一九三二年二月)注⑮に同じ。
- ㉔ 注⑮に同じ。
- ㉕ 永徳三年(一三三三)一〇月一日付「管領斯波義将奉書」、明徳三年(一三九二)閏一〇月九日付「管領細川頼元奉書案」、応永三年(一三九六)八月二日付「管領斯波義将奉書」、応永二年(一四二四)八月付「下毛野武俊申状案」(以上、すべて『長岡京市史』資料編二「古代・中世・家わけ」所収)。
- ⑳ 前掲注②森末義彰論文。
- ㉗ 注⑮に同じ。
- ㉘ 前掲注②中原俊章論文。

〔付記〕

本稿は科学研究費補助金(基盤研究C、課題番号20520189、研究代表者 中本大)による研究成果の一部である。

(本学衣笠総合研究機構客員研究員)